

令和 6 年度

第五地区少年団体協議会 総会議案書

日 時：令和 6 年 4 月 2 5 日（木）

場 所：西新井センター会議室

総 会 次 第

司会 塚本会計監査

1. 開会の辞 田中会長

2. 議長選任 議長

3. 議案

第1号議案 令和5年度事業報告の件(2頁) 西村副会長

第2号議案 令和5年度決算報告の件(3頁) 笹森会計

第3号議案 令和5年度監査報告の件(3頁) 白石会計監査

第4号議案 令和6年度役員改選の件(4頁) 田中会長

第5号議案 令和6年度事業計画の件(5頁) 森副会長

第6号議案 令和6年度予算案の件(6頁) 鈴木会計

4. 閉会の辞 田中会長

添付資料

資料1 令和6年度 子ども会会長・育成会会長 名簿

資料2 第五地区少年団体協議会規約

資料3 第五地区少年団体協議会個人情報取扱内規

令和5年度第五地区少年団体協議会事業報告

以下のとおりご報告いたします。

1. イベント・事業

◎令和5年度定時総会	西新井住区センター	令和 5年 4月27日(木)
◎育成者入門講座	西新井住区センター	令和 5年 4月27日(木)
◎ジュニアリーダー研修会	西新井第一小学校	令和 5年 4月23日(日)
		令和 5年 4月30日(日)
◎デイキャンプ	高尾の森わくわくビレッジ	令和 5年 5月21日(日)
◎少連協育成者セミナー	竹の塚地域学習センター	令和 5年 6月25日(日)
◎ドッジビーを楽しもう会・連合運動会 合同事業	西新井第一小学校	令和 5年12月10日(日)
◎ ドッジビー練習会1回目	西新井第一小学校体育館	令和 6年 2月 3日(土)中止
◎ドッジビー練習会2回目	西新井第一小学校体育館	令和 6年 2月10日(土)
◎少連協ドッジビー大会	総合スポーツセンター	令和 6年 2月11日(日祝)

2. 定例会

定例会を下記日程で実施しました

回数	日 程	議 事 内 容 等
第1回	令和 5年 4月27日(木)	デイキャンプ 打合せ
第2回	令和 5年 7月 7日(金)	デイキャンプ 報告・反省
第3回	令和 5年10月20日(金)	運動会・ドッジビー 打合せ・募集
第4回	令和 5年12月 1日(金)	運動会・ドッジビー 最終打合せ
第5回	令和 6年 3月 8日(金)	年度最終会議

3. 役員会

役員会を下記日程で実施しました（青字：日程変更 赤取り消し線：中止）

回数	日 程	議 事 内 容 等
第1回	令和 5年 4月 7日(金)	総会準備・ジュニアリーダー（総会前実施）
第2回	令和 5年 5月11日(木)	総会反省・デイキャンプ 打合せ
第3回	令和 5年 6月30日(金)	デイキャンプ 反省
第4回	令和 5年 9月29日(金)	運動会・ドッジビー打合せ
第5回	令和 5年10月13日(金)	運動会・ドッジビー打合せ・都子連育成研打合せ
第6回	令和 5年11月27日(月)	運動会・ドッジビー打合せ
第7回	令和 6年 2月22日(木)	次年度計画
第8回	令和 6年 3月28日(木)	総会準備

令和5年度 第五地区少年団体協議会 決算報告書 ㊦

収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
前年度繰越金	311,042	311,042	0	
足立区(少連協)助成金	250,000	251,000	1,000	
ジュニアリーダー研修会	65,000	74,180	9,180	少連協補助金
ご祝儀等	0	20,000	20,000	地区対・少連協
懇親会費	0	0	0	
デイキャンプ参加会費	20,000	39,000	19,000	子ども会15人 役員9人
雑収入	2	2	0	預金利息
合 計	646,044	695,224	49,180	

支出の部

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
少連協会費	26,000	24,620	1,380	分担金¥10,000を含む
○ジュニアリーダー研修会	85,000	87,915	-2,915	講師謝礼・昼食提供費を含む
○デイキャンプ	150,000	197,099	-47,099	
○ドッジビー&連合運動会	40,000	18,200	21,800	予算:ドッジビー・運動会合計額
少連協大会等派遣費	30,000	13,000	17,000	少連協ドッジビー大会・育成者セミナー
通信費	10,000	495	9,505	
交際費	40,000	0	40,000	慶弔費等
会議費	40,000	14,019	25,981	総会・懇親会・役員会等
渉外費	50,000	44,500	5,500	出張日当・会議費・交通費等
保険料	50,000	38,598	11,402	振込費等手続き経費を含む
事務用品・消耗品費	10,000	0	10,000	用紙・印刷費他
退任役員記念品費	10,000	10,000	0	
足立区助成金返戻	0	0	0	
小 計	541,000	448,446	92,554	
予備費	105,044			
次年度繰越金		246,778		
合 計	646,044	695,224	49,180	

上記のとおりご報告致します。

会計 笹森 幸子

会計 鈴木 美舟

令和5年度 第五地区少年団体協議会 監査報告書

令和6年4月5日、通帳、領収書など関係書類を監査致しました。その結果、会計処理全般に亘り、公正かつ妥当と認められましたので、ご報告いたします。

会計監査 白石 千尋

会計監査 塚本 孝子

※原本には、私印をいただいておりますが、印影も個人情報にあたるため写しからは削除させていただきます。

令和6年度役員改選(案)

令和6年度は非改選期ですが、一部退任・就任の異動についてご提案いたします。

○退任役員

理事 大内 昭子（スポーツ推進委員（退任））

○就任役員

理事 脇田 達也（スポーツ推進委員（就任））

理事 小安 郁香（増員）

令和6年度役員名簿

役職	氏 名	電話・携帯番号	住 所・メールアドレス
会 長	田中 加代		
副会長	西村 秀彦		
	森 美枝		スポ推
会 計	笹森 幸子		
	鈴木 美舟		スポ推
会計監査	白石 千尋		
	塚本 孝子		青少年 栗原
常任理事	土田 恭宏		
理 事	森岡 裕子		青少年 西二
	丸山 昌子		青少年 西小
	石鍋 浩		青少年 西一
	土方 紀昌		青少年 五中
	竹橋 司		スポ推
	松本 洋子		スポ推
	島田香菜子		青少年 西中
	家富 知美		スポ推
	脇田 達也		スポ推
	小安 郁香		

顧 問	中田 哲郎		
-----	-------	--	--

相談役	吉田 修一		
	栗田 泰夫		

注意：個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

足立区少年団体連合協議会 派遣（推薦）役員（括弧内は少連協での派遣部署）

○田中加代(副会長) ○西村秀彦(会計・育成部)

○森美枝（総務部） ○石鍋浩(事業研修部)

令和6年度第五地区少年団体協議会事業計画(案)

以下のとおりご提案いたします。

1. イベント・事業

◎ジュニアリーダー研修会	西新井第一小学校	令和 6 年 4 月 2 1 日(日)
		令和 6 年 4 月 2 8 日(日)
◎令和 6 年度定時総会	西新井センター	令和 6 年 4 月 2 5 日(木)
◎育成者入門講座	西新井第一小学校	令和 6 年 4 月 2 8 日(日)
◎少連協育成者セミナー	ギャラクシティ多目的室	令和 6 年 6 月 2 3 日(日)
◎デイキャンプ	高尾の森わくわくビレッジ	令和 6 年 7 月 7 日(日)
◎ドッジビー等体験会	西新井第一小学校	令和 6 年 7 月 1 3 日(土)
	9 月以降より 2 ヶ月/回	程度予定
◎ドッジビーを楽しもう会・連合運動会	合同事業	
	西新井第一小学校	令和 6 年 1 2 月 8 日(日)
◎ドッジビー練習会 1 回目	西新井第一小学校体育館	令和 7 年 月 日(土)
2 回目	西新井第一小学校体育館	令和 7 年 月 日(土)
◎少連協ドッジビー大会	総合スポーツセンター	令和 7 年 2 月 1 1 日(火祝)

2. 定例会

定例会を下記日程で実施する

回数	予 定	議 事 予 定 等
第 1 回	令和 6 年 4 月 2 5 日(木)	デイキャンプ・年度初め事務 打合せ
第 2 回	令和 6 年 6 月 2 8 日(金)	デイキャンプ 打合せ
第 3 回	令和 6 年 1 0 月 1 8 日(金)	運動会・ドッジビー 打合せ・募集
第 4 回	令和 6 年 1 1 月 2 9 日(金)	運動会・ドッジビー 最終打合せ
第 5 回	令和 7 年 3 月 7 日(金)	年度最終会議

3. 役員会

役員会を下記日程で実施する

回数	予 定	議 事 予 定 等
第 1 回	令和 6 年 4 月 5 日(金)	総会準備・ジュニアリーダー (総会前実施)
第 2 回	令和 6 年 5 月 9 日(木)	総会反省・デイキャンプ 打合せ
第 3 回	令和 6 年 6 月 2 1 日(金)	デイキャンプ 最終打合せ
第 4 回	令和 6 年 9 月 6 日(金)	デイキャンプ 反省・運動会・ドッジビー打合せ
第 5 回	令和 6 年 1 0 月 1 1 日(金)	運動会・ドッジビー打合せ
第 6 回	令和 6 年 1 1 月 2 2 日(金)	運動会・ドッジビー打合せ
第 7 回	令和 7 年 2 月 2 1 日(金)	次年度計画
第 8 回	令和 7 年 3 月 1 4 日(金)	年度総括・総会準備

注：事業計画のうち、ジュニアリーダー研修会 1 回目・第 1 回役員会は、実施済みです。

令和6年度第五地区少年団体協議会予算(案)

以下のとおりご提案いたします。

収入の部

項 目	前年度予算額	前年度決算額	今年度予算額	備 考
前年度繰越金	311,042	311,042	246,778	
足立区助成金	250,000	251,000	250,000	
ジュニアリーダー研修会	65,000	74,180	70,400	少連協補助金
ご祝儀等	0	20,000	0	
懇親会費	0	0	20,000	
デイキャンプ参加会費	20,000	39,000	30,000	
雑収入	2	2	2	預金利息等
合 計	646,044	695,224	617,180	

支出の部

項 目	前年度予算額	前年度決算額	今年度予算額	備 考
少連協会費	26,000	24,620	26,000	分担金¥10,000を含む
○ジュニアリーダー研修会	85,000	87,915	85,000	講師謝礼・昼食提供費を含む
○デイキャンプ	150,000	197,099	220,000	
○ドッジビー&連合運動会	40,000	18,200	20,000	
少連協大会等派遣費	30,000	13,000	20,000	少連協ドッジビー大会・育成者セミナ
通信費	10,000	495	5,000	
交際費	40,000	0	10,000	慶弔費等
会議費	40,000	14,019	40,000	総会・懇親会・役員会他
渉外費	50,000	44,500	50,000	出張日当・会費等
保険料	50,000	38,598	50,000	振込費等手続き経費を含む
事務用品・消耗品費	10,000	0	10,000	用紙・印刷費他
退任役員記念品費	10,000	10,000	10,000	
足立区助成金返戻	0	0	0	
小 計	541,000	448,446	546,000	
予備費	105,044		71,180	
次年度繰越金		246,778		
合 計	646,044	695,224	617,180	

令和6年度 第五地区少年団体協議会 子ども会会長名簿

子 ど も 会 名	会長氏名	保護者名	住所	電話・携帯番号
西新井中央町会オリオン	島貫 航生	美奈		
西新井本町2丁目	稲生 ひなた	美保		
北町会コスモス	金子 蒼以	美奈		
興野北はっぴー	木村 幸平	寿子		

注意：

個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

令和6年度 第五地区少年団体協議会 育成会会長名簿

子 ど も 会 名	会長氏名	会員数	住所	電話・携帯番号
西新井中央町会オリオン	佐藤由美子	26		
西新井本町2丁目	稲生 美保	35		
北町会コスモス	金子 美奈	21		
興野北はっぴー	川西 久美	22		

会員合計：104名（5年度113名・4年度107名）

注意：

個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

第五地区少年団体協議会規約

第 1 条 (目的)

本会は、青少年の健全育成を目的とし、子ども会及び育成会相互の発展向上を図る

第 2 条 (名称及び事務所)

この会は、第五地区少年団体協議会（以下『本会』という）と称し、事務所を会長宅におく

第 3 条 (組織)

本会は、下記の会員を以て構成する

1. 所属する子ども会及び育成会の会員
2. 以下の者の内、第 6 条により承認された役員
○過去に本会の役員又は委員を経験した者
○その他本会の活動に必要な者
3. 足立区青少年対策西新井地区委員会（以下西新井地区対という）の内、青少年委員及びスポーツ推進委員に新たに就任した者については、その本来職務に鑑みて原則として常任理事会の承認により役員に就任する

第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

1. 子ども会及び育成会相互の協力、親睦、連絡に関する事
2. 子ども会及び育成会の連合行事の開催に関する事
3. 足立区少年団体連合協議会（以下少連協という）及び西新井地区対への本会役員の参加
4. 少連協及び西新井地区対の主催又は共催する事業への本会役員・委員及び会員の参加
5. その他、この会の目的達成に必要な事

第 5 条 (役員)

本会は、次の役員をおく

1. 会長 壺名
2. 副会長 若干名
3. 会計 式名
4. 会計監査 式名
5. 常任理事 若干名
6. 理事 若干名

第 6 条 (役員の選出方法)

役員の選出方法は、次のとおりとする

1. 役員は、役員会で各役職の者を選任し、総会で承認する。但し第 3 条 3 項を除く
2. 総会で動議があった場合は、総会の議決を以て、前項の推薦結果の一部又は全部を変更することが出来る

第 7 条 (役員の職務)

本会の役員の職務は、次のとおりとする

1. 会長 この会を代表し、会務を総括する
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
3. 会計 経理を司る
4. 会計監査 会計を監査する
5. 常任理事 本会の企画・立案を図り運営・実行する
6. 理事 本会の企画運営について協力し、実行する

第 8 条 (委員)

本会は、次の委員を置く

1. 所属する育成会会長又はその指名した者、育成会毎に 1 名
2. 第 3 条第 1 項に定める者の内、常任理事会により承認された者

第 9 条 (顧問・相談役)

1. 必要に応じ、会長の推薦により、この会に顧問・相談役をおくことができる
この場合第 3 条の条項は適用しない
2. 顧問・相談役には、総会においての投票権はない

第 10 条 (任期)

1. 役員及び委員の任期は、西暦奇数年に開催される定期総会から 2 回目の定期総会までの 2 年とする。
また、再任を妨げない
2. 任期途中で就任した役員及び委員については、任期途中で変更の無かった役員及び委員の残任期と同一とする

3. 第8条で委員に就任している者については、所属育成会の役員任期を以て本会の任期とする事が出来る
4. 本人の意志・都合により本会を退会する場合は、文書で会長まで申し出る。会長が、文書を受理した時点をもって、当該会員は任期途中であっても本会を退会する事が出来る
5. 本会の名誉を著しく毀損したり本会に損害を与えるなど、会員として相応しくない者については、役員会で出席役員の2/3以上の賛成をもって本会を退会させる事が出来る
6. 顧問・相談役の任期は原則、役員・委員と同一とする

第11条（総会）

1. 総会は、年1回開催し、会長がこれを招集する
2. 会長が必要と認めるときは、会長が臨時総会を招集する事が出来る
3. 定時総会は、前会計年度の終了の日から60日以内に行わなくてはならない
4. 総会の招集通知は、総会の日より7日以上前に発しなくてはならない
5. 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって議決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる
6. 総会に附議すべき事項は、次のとおりとする
 - ✳事業報告及び事業計画の決定
 - ✳決算の承認及び予算の決定
 - ✳役員の承認
 - ✳会則の変更
 - ✳その他重要な事項

第12条（常任理事会）

1. 常任理事会は、常任理事会の構成員が必要と認めたとき会長に請求し、会長が必要と判断した場合会長がこれを招集する
2. 常任理事会は、第5条1項・2項・3項及び5項の役員を以て構成する
3. 常任理事会は、役員会・委員会などの議題整理や、本会の運営などについて会議するものとする

第13条（役員会）

1. 役員会は、役員が必要と認めたとき会長に請求し、会長が必要と判断した場合会長がこれを招集する
2. 役員会は、第5条の役員を以て構成する
3. 役員会は、本会の運営全般について会議するものとする

第14条（委員会）

1. 委員会は、常任理事会で開催の決定を行い会長がこれを招集する
2. 委員会は、本会の役員及び委員を以て構成する

第15条（内規）

その他本会の運営に必要な事項については、内規を常任理事会で定め運用する事が出来る
但し、本規約に定めがある事項については、本規約が優先するものとする

1. 会員の慶弔に関する事
2. 退任役員の記念品等に関する事
3. その他本会の運営に関する事

第16条（経費）

本会の経費は、区の補助金（本部活動費）、親睦会費、寄付金、その他を以てあてる

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

附 則

制 定	昭和42年	4月 1日	設立総会にて本規約を制定する。
一部改正	平成 2年	4月 28日	昭和64年度定時総会により改正
一部改正	平成 5年	4月 24日	平成4年度定時総会により改正
一部改正	平成23年	4月 23日	平成22年度定時総会により改正
一部改正	平成25年	4月 20日	平成24年度定時総会により改正

第5地区：旧足立区立第五中学校学区域

昭和50年現在 足立区立第五中学校・足立区立西新井中学校学区域

第五地区少年団体協議会 個人情報取扱内規

(目的)

第1条 この個人情報取扱内規は、本会が保有する個人情報の適正な取扱を定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(債務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱は、総会資料等で周知する。

(個人情報の取扱)

第4条 個人情報とは個人を特定される事項とする。

2 個人情報は、本人からの同意を得て取得する。

(同意の撤回)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または、削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 事業に供する各種資料（会員名簿、保健等）の作成及び配布
- (2) 事業の開催、役員の管理、会費の請求
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網作成
- (4) 役員相互の親睦を高める活動

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定するものが適正に管理する。

- 2 会員名簿は、配布を受けた者が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし次にあげる場合を除く

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(開示)

第9条 個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して会長あてに書面にて行うものとする。

付則

この細則は、平成30年3月29日から施行する。